

令和7年度
北陸地方整備局 総合評価審査委員会

令和8年度 実施計画（案） 参考資料

5. 各種試行工事の実施方針

工事関係 P 1～ P 13

業務関係 P 14～ P 18

令和8年3月4日
北陸地方整備局

5. 各種試行工事の実施方針：自治体実績評価型

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的に入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事成績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

【継続】

評価内容

評価項目		施工能力評価型I型標準	自治体実績活用型※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4か年) 又は 県 工事成績(4か年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4か年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2か年)	-	4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2か年)	-	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2か年)	4	-
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2か年)	-	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1か年)	2	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1か年)	-	-
	優良下請け表彰企業の活用	1※①	1※①
	登録基幹技能者の配置	1※①	1※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※①	1※①
地域精通度	1	1	
地域貢献度・災害対応度	3	3※②	
配置予定技術者の	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6か年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2か年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合計		50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

5. 各種試行工事の実施方針：企業能力評価型

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業的能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業的能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

（企業能力評価型）

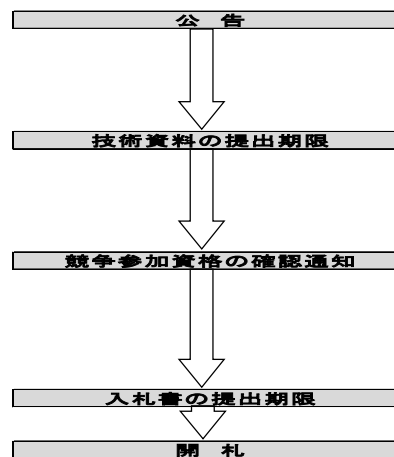
企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

■評価配点（案） 令和7年度の試行（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型 標準	企業能力評価型	
企業 の 施 工 能 力 等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績(平均点4ヵ年)	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	2	2
	生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技術者の配置	1	1
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1	1
配 置 予 定 技 術 者 の 施 工 能 力 等	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3
	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績(6ヵ年)	8	-
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	-
継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	-	
施工計画(設定テーマ)	10	-	
合計	50	20	

配置予定技術者の
評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

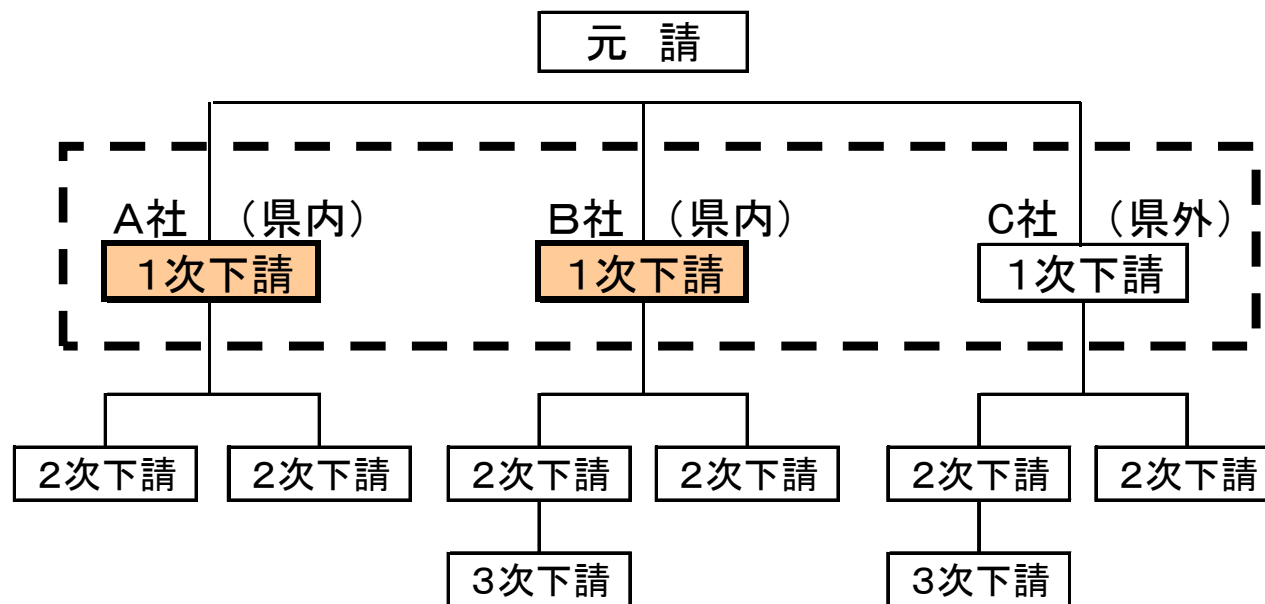
手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

5. 各種試行工事の実施方針：地元企業活用審査型

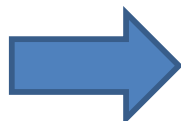
【試行概要】

- 中堅企業（一般土木B）を対象とした工事において実施
- 地元企業の下請け活用を図るため「当該県内に本店を置く企業」の活用度合を評価



地元企業の1次下請合計金額

1次下請合計金額



・地元企業活用率の配点

- ① 90%以上：I型(1点)、S型(1点)
- ② 90%未満：I型(0点)、S型(0点)

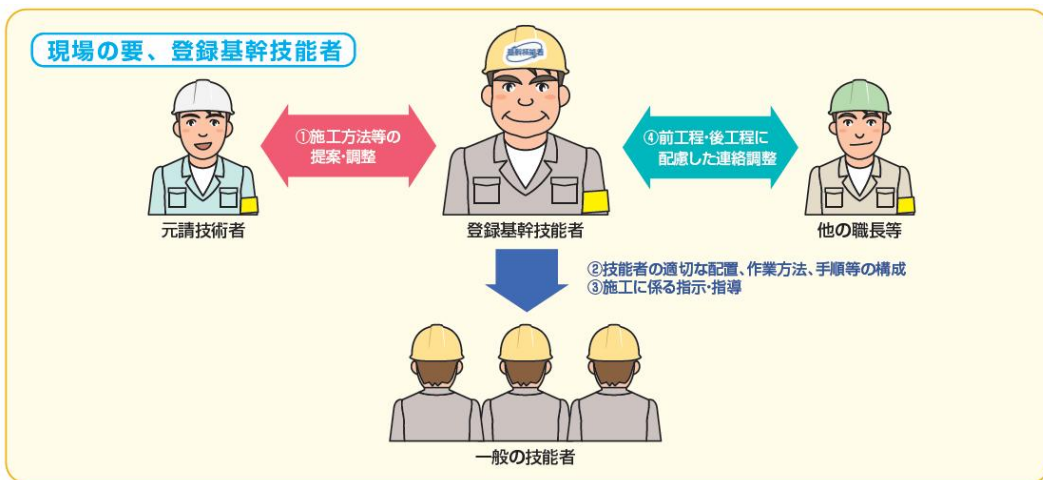
5. 各種試行工事の実施方針：登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の役割

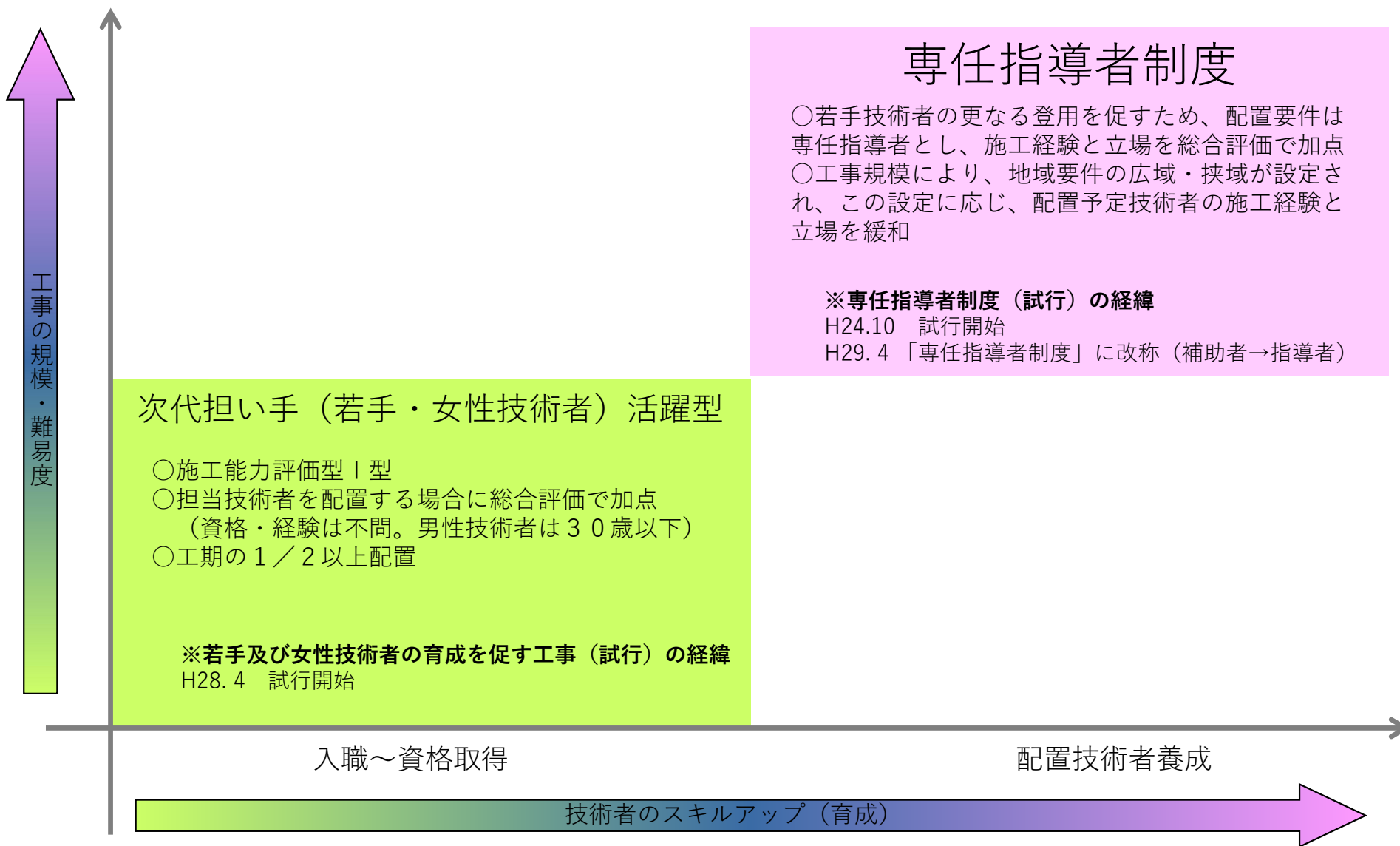
登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)
1	登録電気工事基幹技能者(H20.5.13)	21	登録建築板金基幹技能者(H21.3.5)	39	登録解体基幹技能者(R4.2.14)
2	登録橋梁基幹技能者(H20.7.17)	22	登録外壁仕上基幹技能者(H21.4.28)		
3	登録造園基幹技能者(H20.7.17)	23	登録ダクト基幹技能者(H21.4.28)		
4	登録コンクリート圧送基幹技能者(H20.7.18)	24	登録保温保冷基幹技能者(H21.11.27)		
5	登録防水基幹技能者(H20.8.19)	25	登録クラウド基幹技能者(H21.11.27)		
6	登録トンネル基幹技能者(H20.9.1)	26	登録冷凍空調基幹技能者(H22.3.25)		
7	登録建設塗装基幹技能者(H20.9.1)	27	登録運動施設基幹技能者(H22.3.25)		
8	登録左官基幹技能者(H20.9.1)	28	登録基礎工基幹技能者(H23.12.16)		
9	登録機械土工基幹技能者(H20.9.17)	29	登録タイル張り基幹技能者(H24.7.26)		
10	登録海上起重基幹技能者(H20.9.19)	30	登録標識・路面標示基幹技能者(H24.10.29)		
11	登録PC基幹技能者(H20.9.30)	31	登録消火設備基幹技能者(H25.7.3)	40	登録圧入工基幹技能者(R4.4.19)
12	登録鉄筋基幹技能者(H20.9.30)	32	登録建築大工基幹技能者(H26.1.27)		
13	登録圧接基幹技能者(H20.9.30)				
14	登録型枠基幹技能者(H20.9.30)				
15	登録配管基幹技能者(H20.10.16)				
16	登録盛・土工基幹技能者(H20.12.12)	33	登録硝子工事基幹技能者(H27.1.22)	41	登録送電線工事基幹技能者(R4.7.26)
17	登録切断穿孔基幹技能者(H20.12.12)	34	登録ALC基幹技能者(R1.5.27)		
18	登録内装仕上工事基幹技能者(H20.12.26)	35	登録土工基幹技能者(R1.8.5)		
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者(H21.2.13)	36	登録ウレタン断熱基幹技能者(R3.5.10)		
20	登録エクステリア基幹技能者(H21.3.5)	37	登録発破・破碎基幹技能者(R3.5.10)		
		38	登録建築測量基幹技能者(R3.10.6)		
				42	登録さく井基幹技能者(R4.7.26)

5. 各種試行工事の実施方針：次代担い手（若手・女性技術者）活躍型と専任指導者制度



令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

5. 各種試行工事の実施方針：受注機会促進型

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点	企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点		工事成績	3点
	ワークライフバランス	1点		ワークライフバランス	1点

	優良工事等表彰等	3点		手持ち工事量	5点
	生産性向上表彰等	2点			

地域貢献度	3点	地域貢献度	3点		
技術者の能力等	施工実績	8点	技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点		工事成績	8点

施工計画		10点	施工計画		10点

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において施工中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。
- ・〇〇エリア内において、受注の偏りが見られる場合又は直近の工事発注においてくじ引きの発生が見られた場合実施。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	2点
	3件未満	5点

受注機会の拡大を促す

5. 各種試行工事の実施方針：一括審査方式（R5～適用範囲の変更）

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする¹ことで、提出資料の簡素化し、受発注者の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、技術提案評価型S型、施工能力評価型I型及びII型において可能とする。

※ 配置予定技術者の複数名申請は認めない。

発注者

技術資料のスピーディーな審査・評価

競争参加資格要件等を共有化できる複数工事

A工事

B工事

C工事

希望する工事のみに
提出することも可

求める技術資料（技術提案又は施工計画を含む）は同じもの

技術資料作成に対する負担軽減

複数の工事を1度に技術資料を提出

受注希望者

複数名申請の試行

本官工事の一部は、契約手続き期間が長いことから、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする。

【対象】

- ・ 技術提案評価型S型

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

5. 各種試行工事の実施方針：段階選抜方式（技術提案1事項）

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

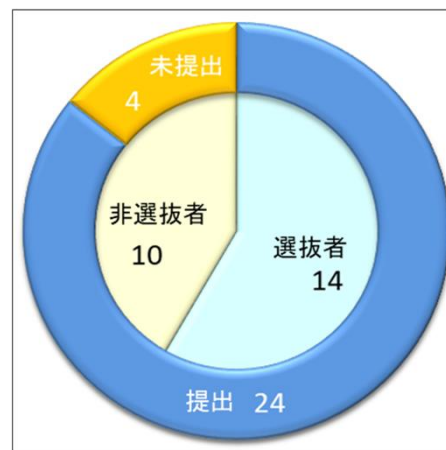
- 令和3年度の政府調達案件（WTO）であるA工事において、**受注機会の確保・拡大及び段階選抜方式2次審査進出者の固定化防止などを目的**に、北陸地整ではこれまでの段階選抜方式（審査事項：企業および技術者評価）で**技術提案1事項も併せて1次審査を行う試行**を実施した。
- 結果は、一定数であるが、発注者の意図としていた、企業・技術者+技術提案の組み合わせで、**2次審査へ進む15位圏内の入れ替わりが確認**できた。

⇒**受注機会の確保・選抜者の固定化防止に寄与しており、引き続き試行を継続**する。

A工事の試行結果（一次審査）

No.	会社名	従来の方式 (企業・技術者評価)	順位	会社名	今回の試行 (企業・技術者評価+技術提案)	順位
1	A社	30	1	A社	30 + 14 = 44	1
2	B社	30	1	N社	27 + 14 = 41	2
3	C社	30	1	Q社	26 + 14 = 40	3
4	D社	30	1	B社	30 + 7 = 37	4
5	E社	30	1	C社	30 + 7 = 37	4
6	F社	30	1	D社	30 + 7 = 37	4
7	G社	30	1	E社	30 + 7 = 37	4
8	H社	30	1	F社	30 + 7 = 37	4
9	I社	30	1	G社	30 + 7 = 37	4
10	J社	29	10	H社	30 + 7 = 37	4
11	K社	29	10	Y社	22 + 14 = 36	11
12	L社	29	10	J社	29 + 7 = 36	11
13	M社	29	10	K社	29 + 7 = 36	11
14	N社	27	14	L社	29 + 7 = 36	11
15	O社	27	14	M社	29 + 7 = 36	11
16	P社	27	14	Z社	21 + 14 = 35	16
17	Q社	26	17	O社	27 + 7 = 34	17
18	R社	26	17	P社	27 + 7 = 34	17
19	S社	26	17	R社	26 + 7 = 33	19
20	T社	26	17	S社	26 + 7 = 33	19
21	U社	26	17	T社	26 + 7 = 33	19
22	V社	23	22	U社	26 + 7 = 33	19
23	W社	23	22	I社	30 + 1 = 31	23
24	X社	23	22	V社	23 + 7 = 30	24
25	Y社	22	25	W社	23 + 7 = 30	24
26	Z社	21	26	AA社	21 + 7 = 28	26
27	AA社	21	26	X社	23 + 1 = 24	27
28	BB社	10	28	BB社	10 + 7 = 17	28

1. アンケート集約数内訳

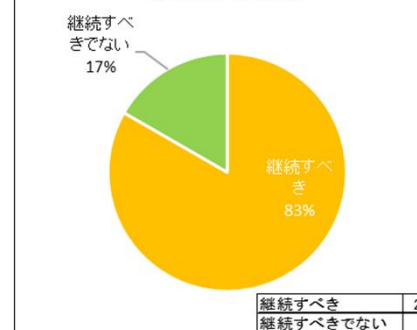


提出	24
未提出	4
計	28
集約率	86%

対象	数	対象(全体)	数	集約率
選抜者	14	(選抜)	15	93%
非選抜者	10	(非選抜)	13	77%
計	24		28	

アンケート数24社（内訳としては段階選抜の選抜者14社、非選抜者10社） 参考：全参加者28社

2. 一次審査で技術提案を求める試行

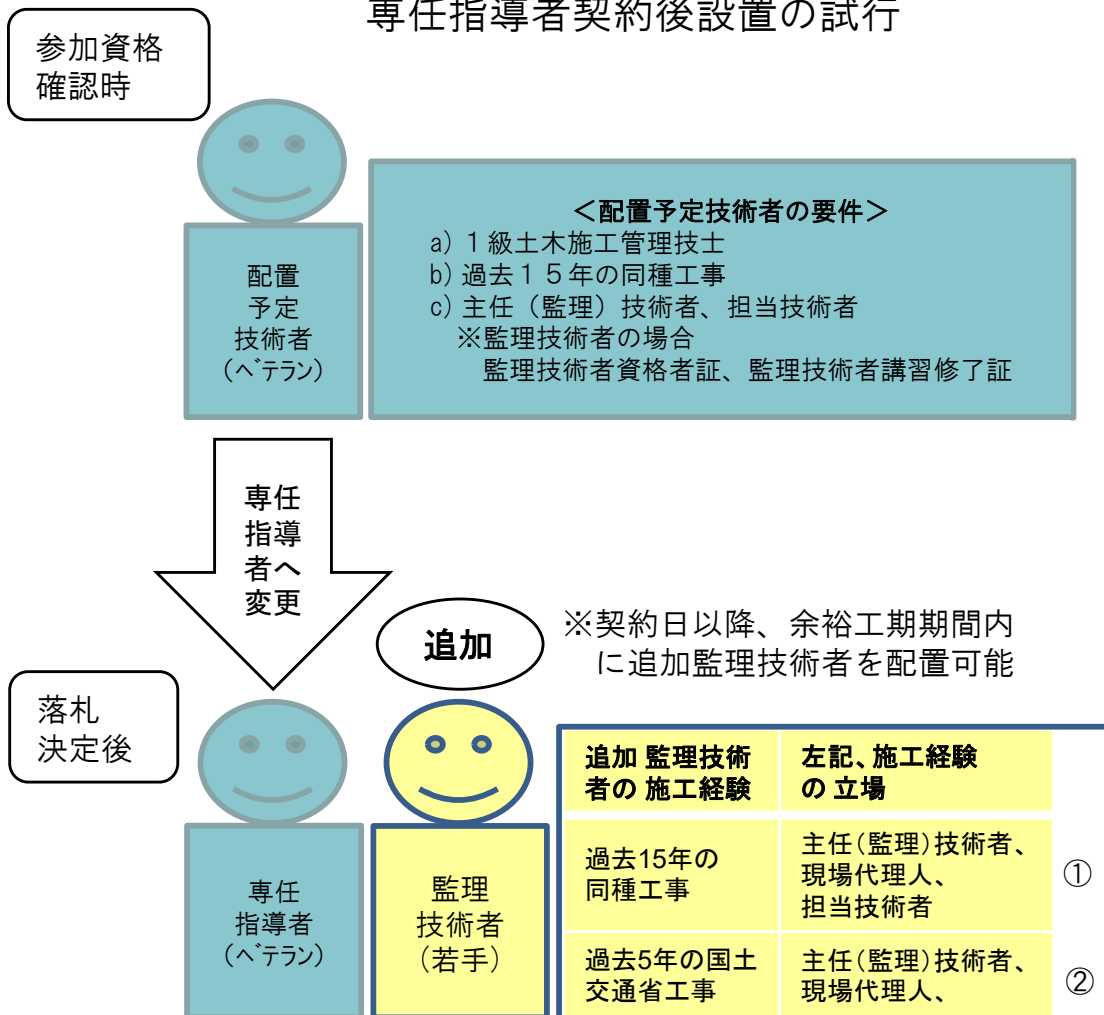


受注機会の拡大・確保及び固定化の防止という観点では、『有効である』とし、8割強の社が、今後も限定的な試行を求めている結果であった。

5. 各種試行工事の実施方針：専任指導者契約後設置

専任指導者契約後設置については、これまで申請時において監理技術者と専任指導者を提出し、その両方を評価していたが、近年の技術者不足から、実績をより多く積める技術者対策の一環として、申請時には配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）として申請し、契約後に一定の要件を満足する監理技術者を擁立し、申請時の技術者を専任指導者に変更できる試行（S型以上の一部を対象）。

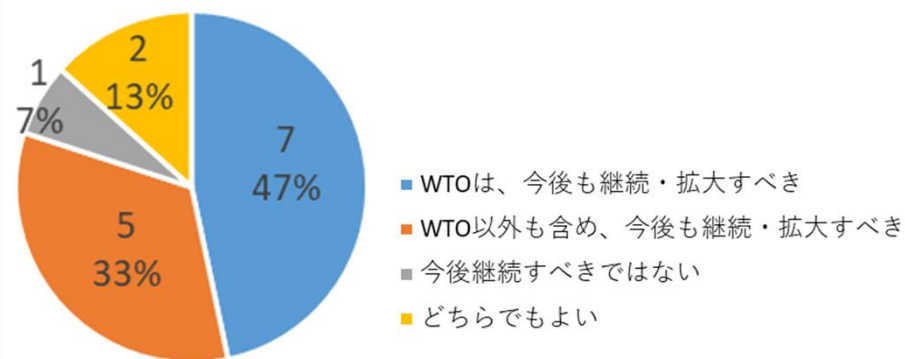
専任指導者契約後設置の試行



①②のいずれか
※②は、専任指導者制度として緩和している要件（通常工事は①のみ）

入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答



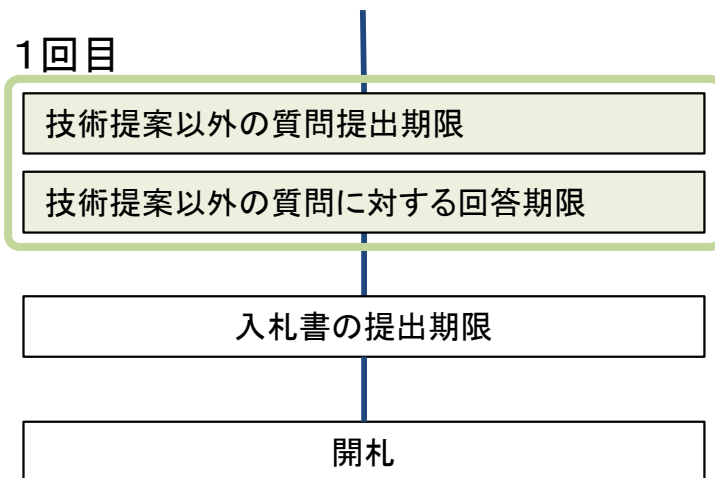
【受注者の意見（自由回答）】

- ・他の技術者が実績を多く積めることにより、今後の受注機会の確保にもつながる。
- ・技術者の高齢化に加え、若手技術者が不足していることから、今後の技術者育成にも役立つ。
- ・技術者が不足する中で、監理技術者相当の技術者が2名必要となり、入札参加機会の減少につながる。

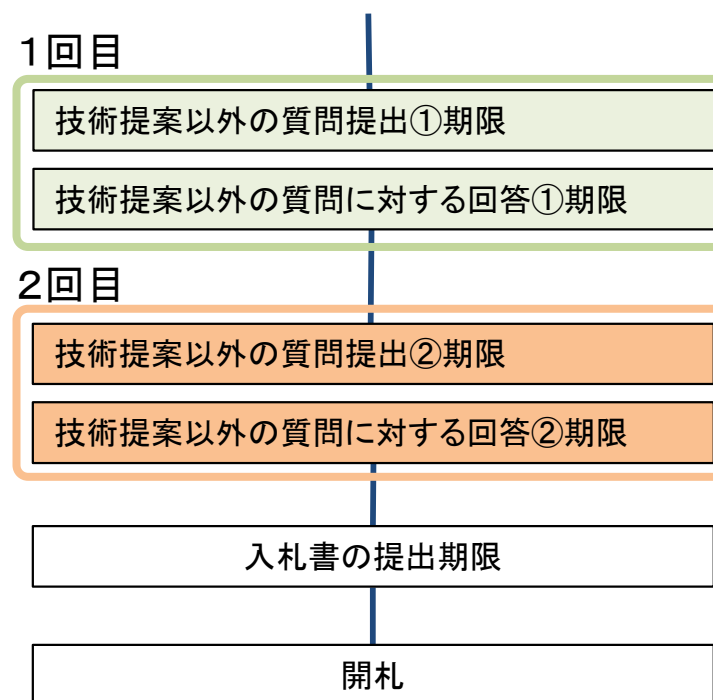
5. 各種試行工事の実施方針：資料等に関する質問回答の拡充

WTO工事における企業間の競争のうち入札4. 多様な入札契約制度の取組：⑥資料等に関する質問回答の拡充
 参加者が入札価格を決定する上での発注者側積算の内容を質問する機会があり、その質問回答を更問い等が可能な様に2回に増やす試行。（S型以上の一部）

【通常のフローイメージ】

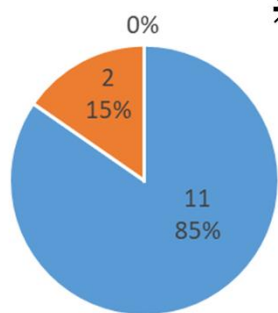


【試行のフローイメージ】



入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち13社の回答



- 複数回の質問回答の取組みを継続・拡大すべき
- 1回で構わない
- どちらとも言えない

【受注者の意見(自由回答)】

- ・複数回の回答により積算に係る疑問点など、従前より解消される。
- ・1回目の回答についても、まだ不明な点があり、再度質問ができるので継続してほしい。
- ・質問回答と入札までの期間を長くしてほしい。

5. 各種試行工事の実施方針：労務費見積活用宣言

労務費見積尊重宣言モデル工事

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。（S型（WTO）を対象）

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成30年9月18日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価6年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成25年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取組を行ってきた結果、年間約445万円（※）まで上昇してきたが、平成26年4月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約552万円）」という目標には、まだまだ2割以上の引き上げが必要である。

（※）2017年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る3月27日、石井国土交通大臣から建設業関係4団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休2日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5月31日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事会社が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取組を推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取組内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取組状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取組の徹底を図る。

（※）個社名は出さない

【労務費見積尊重宣言】

- ① 『労務費見積尊重宣言』の確認
- ② 見積書に労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書の確認
- ③ 上記①②両方を満たす者に加点評価（1点）

5. 各種試行工事の実施方針：参加者確認型契約方式

【背景・課題】

- 機械設備は新設した業者の技術的ノウハウにより構成されている。そのため、機械設備修繕工事は、多くは新設時施工業者以外には施工できず、近年の技術者不足も重なり不調不落が増加。
- 契約した維持修繕工事でも多くが1者応札の状況。

【課題解決の方策】

- 機械設備修繕工事の不調不落対策を目的とする。
- 新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続き」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

【対象工事】

工種：河川用水門設備（大形）、ダム用水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、車両計測設備、昇降設備の修繕工事

工事規模：WTO（8.1億円）未満

難易度：制限しない

※過去5ヶ年において契約の過半数が1社応札であり、また1社応札が複数回発生している工種を基本とし、それ以外の工種は今後必要に応じて対象とすることを検討する。

【手続きフロー】

参加者の有無を確認する公募

要件を満たす複数者の応募

要件を満たす1者の応募

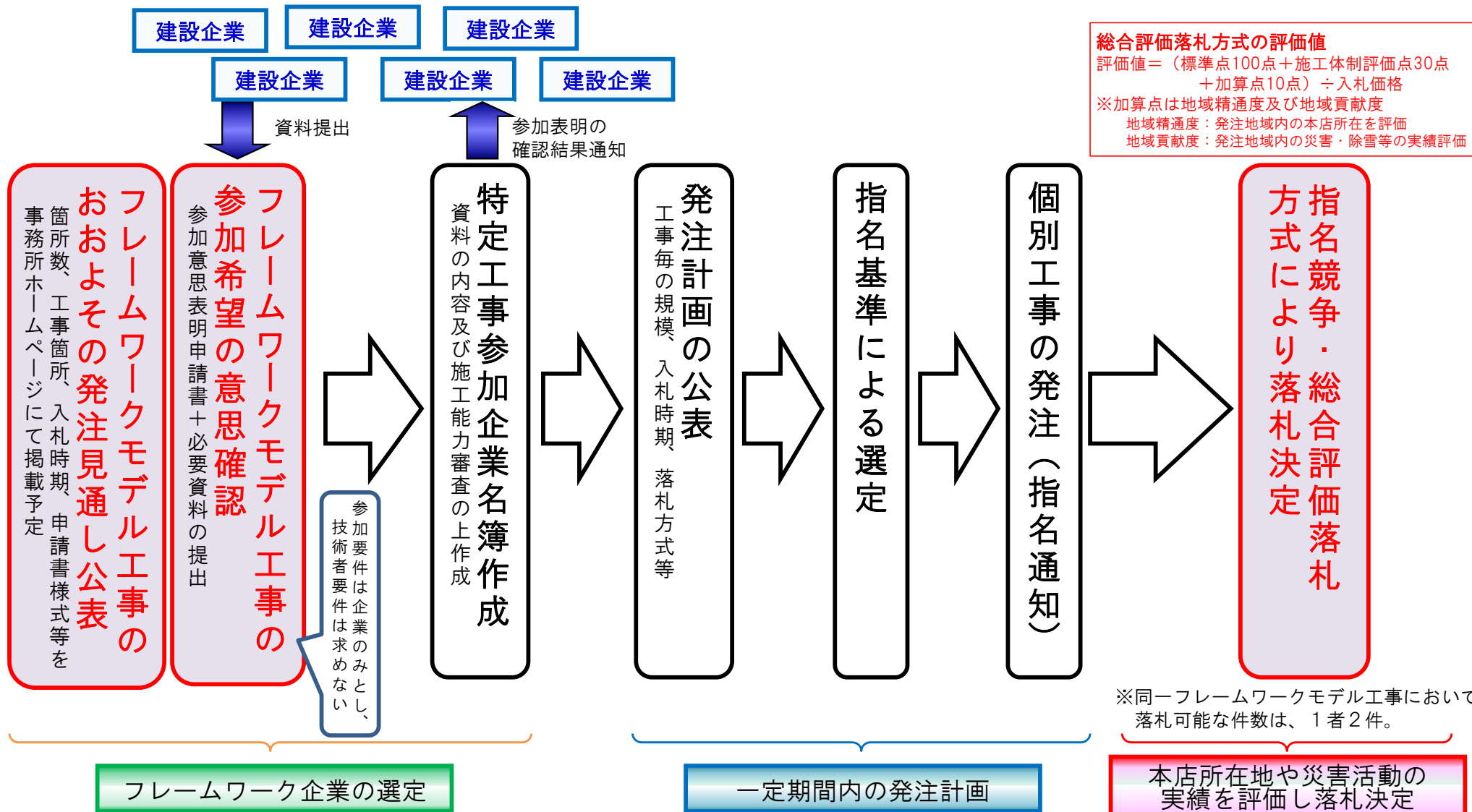
一般競争入札総合評価落札方式

随意契約

※特定法人等（新設業者）も含めて参加意思確認書により応募が必要。

5. 各種試行工事の実施方針：フレームワークモデル工事

- 【一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。



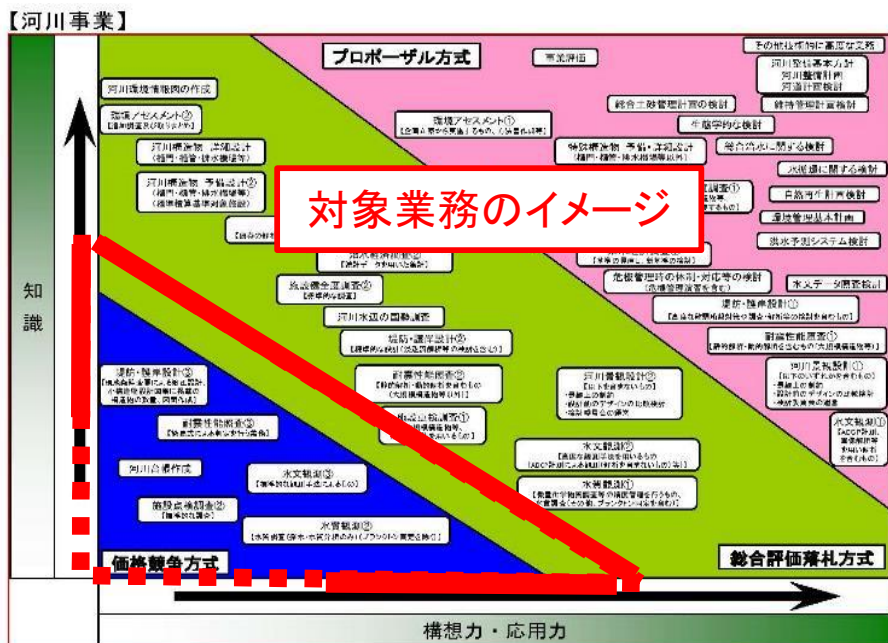
総合評価落札方式(業務能力評価型)【試行】

令和5年度～
令和7年度一部見直し

- ▶ 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計(修正設計含む)、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- ▶ また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略することにより適切な履行期間の確保を図る。

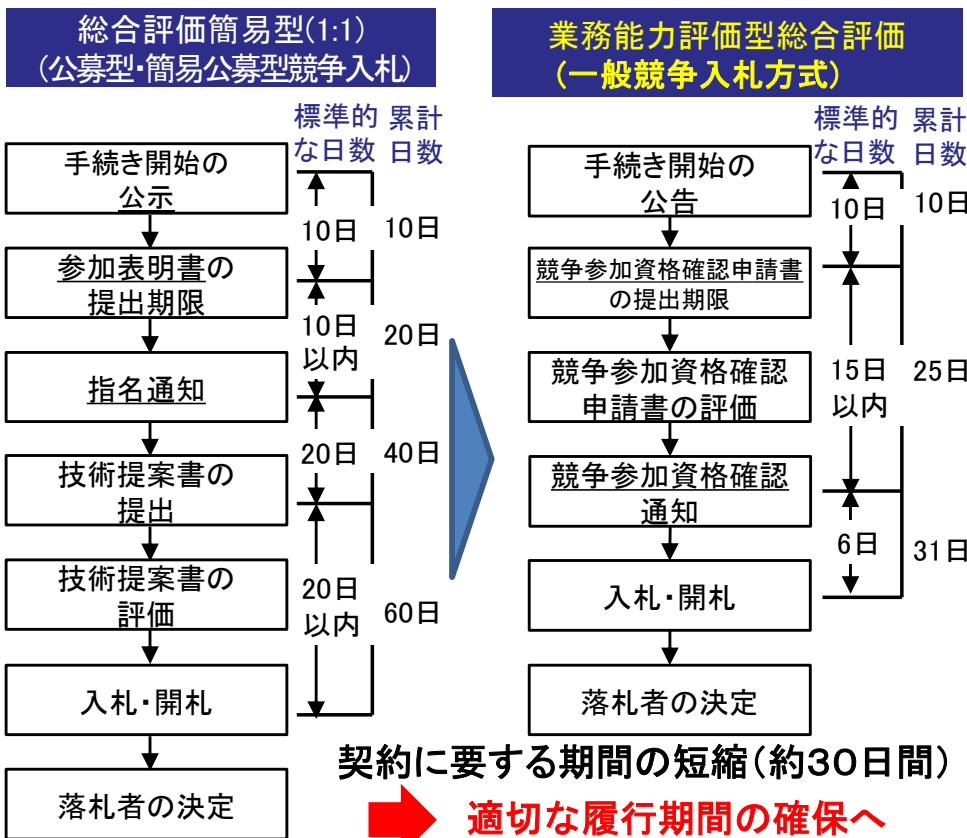
比較的技術的難易度が高くなく、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計(修正設計含む)、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。

・同種の業務実績等を評価し技術提案書【実施方針】の提出・評価を省略することにより、発注者・企業双方の業務の簡素化を実現
※予定価格2,500万円以下の業務で試行



・地域要件(県内本店または県内+隣接県内本店)による企業の絞り込み
※一般競争入札との併用による入札期間の大幅な短縮

・契約に要する期間の短縮(約4週間)により柔軟な工期設定



総合評価落札方式(簡易特別型)【試行】

平成22年度～
令和7年度一部見直し

- 【目的】
1. 土木コンサルタント業務においては、**地元企業の受注が少ない**状況
→ 地元企業の受注実績は、全体件数の約1/3程度
 2. 総合評価方式をより広く普及し、**地元企業の受注機会を確保**するため、入札契約手続きを簡略化した「簡易特別型」総合評価落札方式の試行を推進
(H22～試行、H24～測量・地質業務拡充、H25～評価点の一部変更、H30～対象業務2千万円に拡大、R7～対象業務2千5百万円以下に拡大)

【試行内容】

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会の創出が期待できる。

■対象業務:

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は簡易な業務(県内に本店を有する企業で競争性が保てる業務)

■参加要件:

〇〇県内(又は北陸地方整備局管内)に本店を有すること

■技術評価点:

地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)の評価に重点を置いている

- ①指名段階、入札段階の予定管理技術者の地域精通度を高めに配点
- ②指名段階の参加表明者、予定管理技術者の業務成績を低めに配点
- ③入札段階の予定管理技術者の同種・類似実績は評価しない

技術評価点の配点内訳

	評価項目	簡易型	簡易(特別)型		
			配点	100点換算	
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-	-
		過去4年間の業務成績	30	5	12.5
		過去2年間の業務表彰	5	-	-
	予定管理技術者	技術者資格	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	5	12.5
		過去4年間の業務成績	30	10	25
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
配点合計		100	40	100	
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5	10
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	-	-
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	10	20
		過去4年間の業務成績	20	10	20
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	40	20	40
		業務量把握の妥当性	10	5	10
配点合計		100	50	100	

総合評価落札方式(自主的照査併用型)【試行】

平成25年度～
令和6年度一部見直し

【目的】※R6一部見直し(下線箇所)

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行

【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

【試行内容】※R6一部見直し(下線箇所)

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に建設シニア等のベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち発注者が指定した設計業務
※各事務所1件以上(総合事務所においては治水・道路毎に1件以上)試行

■自主的照査技術者を配置する場合の条件

- ・予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下
- ・予定管理技術者(若手技術者)より経験・資格が上位の技術者
- ・自主的照査は、通常の照査とは別に実施(費用は計上しない)

■技術評価点

- ・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分
- ・実施方針の目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分

技術評価点の配点内訳

		評価項目	簡易型	自主的照査併用型	
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	
		同種又は類似業務等の実績の内容	4	4	
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-	
		過去4年間の業務成績	30	30	
		過去2年間の業務表彰	5	5	
		WLB推進企業	1	1	
	予定管理技術者	技術者資格	5	5	
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	-	
		若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)	-	10	
		過去4年間の業務成績	30	30	
		過去4年間の業務表彰	5	5	
			配点合計	100	100
	入札段階	予定技術者	技術者資格	5	5
同種又は類似業務等の実績の内容			10	10	
地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)			10	-	
若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)			-	10	
過去4年間の業務成績			20	20	
過去4年間の業務表彰			5	5	
実施方針		業務の実施方針 地域の実情を把握した提案	40	30	
		業務量把握の妥当性	10	10	
		照査項目の提案	-	10	
		配点合計	100	100	

プロポーザル方式 ダイバーシティー推進型【試行】

平成29年度～

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性（経験年数、価値観等）が有効な場合があります。また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手（女性・若手技術者）を積極的に配置がすることが必要です。これらを踏まえ、次代担い手（女性・若手技術者）を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上が図られる業務を対象として試行。（配置予定技術者の構成に応じて評価）

＜対象業務＞

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者（登録順位の上位2名までが対象）の構成により、実施方針の「その他（地域の実情にあった提案）」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（30歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】










次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（35歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。










※年齢評価の考え方

当初設定する履行期限（工期の末日）時点の年齢で評価する。

「多様性5点」の例

(例1)  管理(男性)50歳	(例2)  管理(男性)55歳	(例3)  管理(女性)45歳
 担当(男性)40歳	 担当(女性)40歳	 担当(男性)50歳
 担当(女性)30歳	 担当(男性)30歳	 担当(男性)30歳

「多様性2点」の例

(例1)  管理(男性)50歳	(例2)  管理(男性)55歳	(例3)  管理(女性)45歳
 担当(男性)40歳	 担当(女性)40歳	 担当(男性)50歳
 担当(女性)35歳	 担当(男性)35歳	 担当(男性)35歳

プロポーザル方式 & 総合評価落札方式

（一括審査方式）【試行】

平成30年度～
令和6年度一部見直し

内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料（実施方針又は技術提案のテーマ）を同一のものとする事ができる業務を対象として試行。

【一括審査のイメージ】

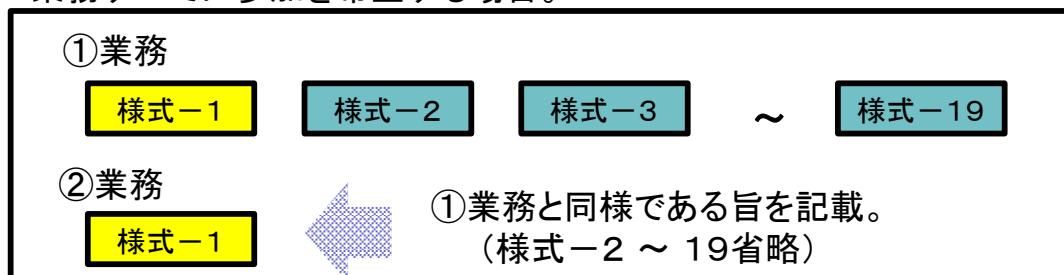
業務	①業務	②業務	③業務
開札順 (落札決定順)	1番目	2番目	3番目
	↓	↓	↓
	評価点順位	評価点順位	評価点順位
業者 A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者 B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者 C	2位	3位	落札決定 3位
業者 D	3位	未提出	4位

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすもの。

- ① 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ② 業務の内容・目的が同種の業務
- ③ 技術評価等の項目や実施方針又は技術提案のテーマが同一の業務
- ④ 業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ⑤ 入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑥ 総合評価落札方式「簡易型1:1」、「簡易(特別)型」、「業務能力評価型」またはプロポーザル方式で発注する業務
(但し、異なる型式での組み合わせは不可)

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。



※順位づけの後、評定値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる